

訓令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表総務課の項第四号を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。